

つくばみらい市公共施設使用料設定  
に関する基本方針(案)

平成24年11月

つくばみらい市

つくばみらい市は、平成18年3月27日に旧伊奈町、旧谷和原村の1町1村の合併により誕生した。市では、合併効果の一日も早い具現化を目指すため平成22年3月に策定された「第2次つくばみらい市行財政改革大綱」及びその実施計画となる「第2次つくばみらい市集中改革プラン」に基づき、全庁的な行財政改革に取り組んでいるところである。

これら計画では、自立した行財政運営の推進として受益者負担のあり方を見直し、自主財源の確保に努めることとし、その取り組みの一つに「施設使用料の適正化」を掲げている。

そこで、本市は、「施設使用料の適正化」において、受益者負担のあり方や使用料算定及び減免基準の基本的な考え方を明確にし、適正な料金の方向性を示すための検討機関として「つくばみらい市使用料等適正化検討委員会」を平成23年12月19日に設置し、これまでに7回の審議を重ねてきた結果、平成24年11月に「つくばみらい市公共施設使用料等の適正化検討結果報告書」として取りまとめられたことを受け、公共施設使用料の基本方針をここに示すものである。

## 目 次

1. 使用料等の適正化を図る背景	1
2. 現状と課題	1
3. 使用料算定の基本方針	1
4. 使用料の算定方式	2
5. 原価の構成経費及び算定基礎	2
6. 受益者負担割合の設定	4
7. 対象施設	5
8. 各施設使用料の算定基礎	6
9. 特殊経費における使用料の算出基礎	7
10. 設定料金の調整	8
11. 激変緩和措置	8
12. 減額・免除制度	9
13. 割増制度	11
14. その他共通事項	11

### 料金試算

例1)伊奈公民館 大ホール(部屋貸し施設の場合)

例2)総合運動公園野球場(コマ貸し施設の場合)

例3)総合運動公園トレーニング室(個人利用施設の場合)

## 1. 使用料等の適正化を図る背景

我が国の経済は低迷状態にあったなか、平成23年3月に起こった東日本大震災の影響により、更なる混迷が続いている。国の財政は、災害復興財源のため大規模な国家予算の支出が見込まれ、極めて厳しい状況にある。

本市においても、歳入の面では三位一体改革に伴う地方交付税の削減や、地価の下落が続くことによる税収の伸びが期待できない状況にある。また、歳出の面では東日本大震災による被害や福島第一原子力発電所の放射性物質漏えい事故対応などの予期せぬ支出が発生し、さらには今後も増加が予想される社会保障関係費や教育関係の施設整備費、常総環境センターのごみ処理施設更新費など、将来的に大規模な支出が見込まれている。町村合併当初をふり返ってみれば社会環境情勢は大きな変化を見せているが、こと財政状況に至っては厳しい状態が続いていることに違いはない。

このような状況の下、行政サービスを維持・向上させるためには行財政改革の一層の推進が必要であるため、行財政改革大綱における基本方針の一つとして自立した行財政運営の推進を掲げ、今後急速に進む少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に財政運営が適切に対応し自主的に自立した財政運営を図るため歳入の確保、歳出の効率化に努めることとしている。そうした中、公共施設については、既存施設の有効活用、維持管理費の節減はもとより、自主財源の確保に努める上で施設使用料のあり方を見直す必要が生じている。

また、公共施設の維持管理に要する経費は税金で賄っており、市民全体の負担となるが、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくという受益者負担の原則からみても「施設使用料の適正化」の検討は必要に迫られている。

## 2. 現状と課題

本市の公共施設は、有料施設と無料施設が混在しており、有料施設においては料金算定がどのような方法で算出されているのか明確でない。また無料施設においては施設を利用する者と利用しない者との間の公平性にひずみが生じているように感じられる。これは、税の負担に対して公平に利益を受けていない現象が生じていると考える。

このようなことから、施設利用者を含め市民が適正に負担を分かち合いながら行政サービスを支えていく視点が必要となり、利用者がどこまで負担すべきか、また市民が納める税でどこまで補うべきかについて、施設使用料の基本的な考え方を整理する必要がある。

## 3. 使用料算定の基本方針

公共施設の持続的で安定した運営を行うため、次の項目を基本方針とする。

### (1) 受益者負担の原則

使用料の算定にあたっては、公共施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担をしていただくという受益者負担の考え方を原則とする。

### (2) 算定根拠の明確化

施設の管理運営に係る経費を整理した上で、受益者負担とする部分と税負担とする部分を明

確にし、合理的な算定基準に基づく使用料の設定をする。

(3) 激変緩和・経過措置

急激な変化を緩和するための経過措置を講じる。

(4) 減額・免除・割増の措置

施設の利用目的等を踏まえた上で、使用料の減額・免除又は割増措置を講じる。

#### 4. 使用料算定の方式

使用料の算定方式は、施設の管理運営に要する「原価」と施設の性質に応じた「受益者負担率」に基づき算定方式を設定するものとする。

$$\text{使用料(受益者負担)} = \text{原価} \times \text{施設の性質別割合(公・受負担率)}$$

#### 5. 原価の構成経費及び算定基礎

(1) 原価の考え方

施設管理者は所管の原価に対する意識を常に持ち、管理経費を削減する徹底した改善工夫を行い、市民が公共財産を使用する最低限の負担であることを念頭に、市民・利用者に理解される原価を算出しなければならない。

(2) 原価の構成

原 価 = 「人に係る経費」 + 「物に係る経費」

「人に係る経費」 = 人件費(報酬・賃金・給与・手当・旅費)

「物に係る経費」 = 経常的維持費, 土地, 建物, 備品

(3) 原価構成経費の算定基礎

項 目	算 定 基 礎
人に係る 経 費 (人件費)	① 報酬・賃金(館長・嘱託職員・臨時職員) ② 職員給与(給与実態調査に基づく平均給与(管理職手当含)) ③ 旅費・手当 人件費 = ① + ② + ③の年額 × 所用割合(%) 所用割合(%) = 年間所用時間 ÷ 年間の勤務を要する時間 所用割合 : 施設管理及び受益者対応に要する割合 所要時間 : 施設管理及び受益者対応に要した時間 ※ 原則として直近3年間のデータ平均とする。
経常的 維持経費	①光熱水費 : 電気, ガス, 上下水道 ②修繕費 : 建物・設備・備品等の修繕料 ③委託費 : 各種設備等の保守点検, 清掃業務, 警備業務等 ④役務費 : 火災保険料等 ⑤使用料 : 備品リース料

	<p>⑥消耗品費：事務用品、施設管理用品等  ※原則施設維持に係る経費の計上であるが、受益者の使用に関係のない経費は計上しない。また、施設改修等の臨時的経費についても計上しない。  ※原則として直近3年間の決算額の平均額とする。</p>
土 地	<p>①施設用地が借地の場合は、年間賃料を「物に係る経費」に計上する。  ②市有地等の場合は、用地を取得する際に取得費用に係るが、建物が無くなっても土地としての価値は残存するため計上しない。</p>
建 物	<p>①賃貸の場合は、年間賃料を「物に係る経費」に計上する。  ②賃貸物件以外の場合は、次により算定する。  減価償却費 = (取得価格 - 1円) ÷ 耐用年数  取得価格 = 建築価格(工事請負額にかかる一般財源のみを計上)  耐用年数 = 減価償却資産の耐用年数に関する省令による  ※ 取得価格については、国庫、県補助金、起債を除くこととする。起債を除く理由としては、交付税が充当されることが挙げられるが、充当率が一定でないことや、合併特例債に至っては、建設費用を使用料等への積算根拠へ算入することができないため、起債を除くことで積算根拠の条件を統一することが可能である。  ※ 取得価格の財源内訳が不明の場合は、取得価格の21%を一般財源額とみなし計上する。  取得価格(財源内訳)  = 国庫補助30% + 起債49%(補助裏70%) + 一般財源21%</p>
備 品	<p>①備品の減価償却費を計上する  減価償却費 = (取得価格 - 1円) ÷ 耐用年数  取得価格 = 購入価格 - 国庫(県)補助金  耐用年数 = 減価償却資産の耐用年数に関する省令による。  寄 附 = 更新する場合の購入価格を参考とする。</p>
その 他 特殊事項	<p>①新規施設初年度運用による料金設定について  ・部屋貸し施設は単価(円/h. m<sup>2</sup>)を2.0円とする。  ・コマ貸し施設は市内・近隣市外の同様施設の単価を準用する。  ・拝観施設は市内・近隣市外の同様施設の単価を準用する。  ※3年を運用した後は、必ず当使用料算定基礎に基づく見直しを行なうこととする。</p>

#### (4) 特殊経費

以下の経費は、季節又は使用目的により経常的維持経費とは異なる特別な経費として計上し、受益者から別途使用料の負担を求めることとする。

##### ① 季節費(冷・暖房)

※冷・熱源が電気・ガス等の経常経費に含まれてしまう設備の場合は、季節間の消費量・料の差を計上する。

##### ② オプション費

※音響設備やピアノ等の備品に係る維持経費を計上する。

##### ③ 照明代

※屋外施設を使用する場合の照明設備経費を計上する。

##### ④ ①～③以外の経費で、原則経常的経費と異なり、使用状況・状態が特定の受益者に限られてしまう経費。

#### (5) 受益者負担とすることが適当でない経費

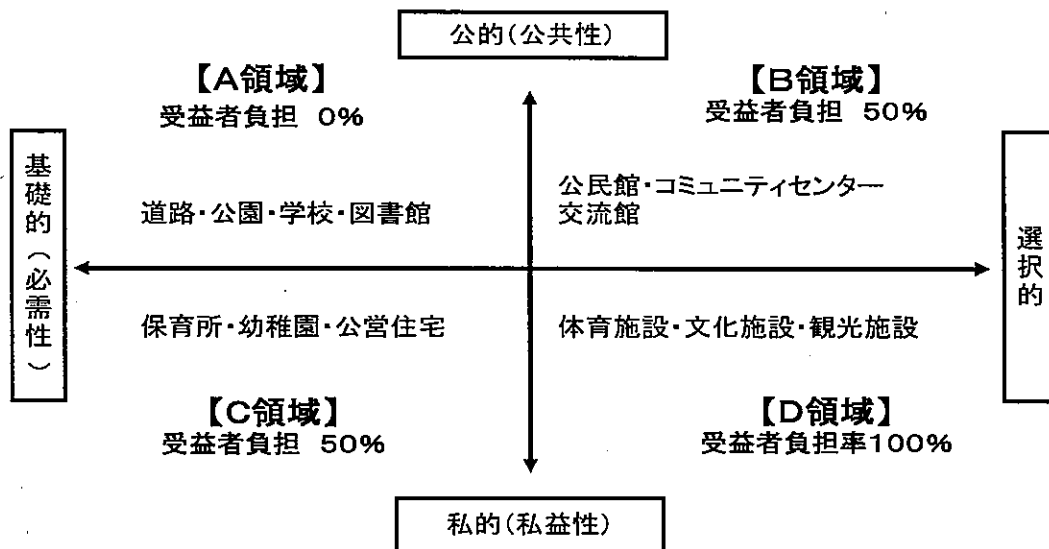
維持管理に属さない経費及び事務事業に係る経費又は受益者に対し直接的に反映しない経費は計上しない。

## 6. 受益者負担割合の設定

### (1) 施設の性質別分類

公共施設は設置目的や機能が異なるとともに受けるサービスも異なってくる。また、その性質は公共性の強さや日常生活上の必要性、民間サービスとの類似性など、必ずしも経費の全てを受益者負担とすることが適当であるとは限らない。しかしながら、数多くの施設を個々に精緻な数値をあてはめていくことは困難である。よってサービスの性質を公共性や必需性の度合いに応じて下表の4つの領域に分類し、受益者と公費(税)の負担割合を設定する。

サービス分類	サービス内容	公・受負担率
【A領域】 公的・基礎的 サービス	公的(公共性)、基礎的(必需性)の領域。 市民全体が利益を受け、かつ市民の日常に欠く ことができないサービス。	公費負担 : 100% 受益者負担 : 0%
【B領域】 公的・選択的 サービス	公的(公共性)が高く・選択的の領域。 市民の多くが利益を受けるが、そのサービスを 受けるかを選択できるサービス。	公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%
【C領域】 私的・基礎的 サービス	私的(私益性)、基礎的(必需性)の領域。 個人的な利益を受けるが、日常生活に必要なサ ービス。	公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%
【D領域】 私的・選択的 サービス	私的(私益性)、選択的の領域。 個人的な利益を受け、日常生活で格別無くては ならないものというものではないサービス。	公費負担 : 0% 受益者負担 : 100%



## 7. 対象施設

市内の公共施設をすべて洗い出し、上記で設定した4つの領域(A～D)に振り分ける作業を行った。うち、B領域・D領域に属する次の表の施設については、主にスポーツ・文化活動、集会活動等の健康増進や趣味・娯楽の要素が高く、個人の生活レベルをより向上させることを目的とする利用が可能であり、受益者負担の原則を適用し公平性を保つべき施設であると判断し使用料検討の対象とする。

なお、A領域に属する道路・公園・学校・図書館については、公共性、必要性が強く市民全体がその利益を受けるため税負担100%とすべき施設であると判断し使用料検討の対象から除くこととする。

また、C領域に属する上下水道・幼稚園・保育所・公営住宅については、原価計算による統一的な算出が困難であるため、使用料検討の対象から除くこととする。



性質別 分類	受益者 負担率	施設区分	名 称	
B	50%	公民館・コミュニティセンター	伊奈公民館	
			谷和原公民館	
			谷和原公民館福岡分館	
			谷和原公民館十和分館	
			谷和原公民館谷原分館	
			谷井田コミュニティセンター	
			板橋コミュニティセンター	
			小絹コミュニティセンター	
		福祉・健康	高齢者センター	
			ふれあいセンター	
			谷和原保健福祉センター	
			総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	
			総合運動公園	
			城山運動公園	
D	100%	体育施設	古川テニスコート	
			絹の台桜公園テニスコート	
			谷和原武道館	
			文化・観光施設	間宮林蔵記念館
				結城三百石記念館
			学校施設 〔学校開放による 使用に限る。〕	小張小学校 体育館
		豊小学校 体育館		
		谷井田小学校 体育館		
		三島小学校 体育館		
		板橋小学校 体育館		
		東小学校 体育館		
		伊奈中学校 体育館		
		伊奈東中学校 体育館		
		谷原小学校 体育館		
		十和小学校 体育館		
		福岡小学校 体育館		
		小絹小学校 体育館		
		谷和原中学校 体育館 卓球場		
		小絹中学校 体育館 武道場		

## 8. 各施設使用料の算定基礎

各施設の使用料を算定するに当たり、施設の利用形態に応じ次の3つの算出基礎を設定する。

(1) 部屋貸し施設の算定(公民館, コミュニティセンターなど)

$$\text{①「人に係る経費」} + \text{「物に係る経費」} = \text{原 価}$$

$$\text{②原 価} \times \text{受益者負担率} = \text{受益者負担}$$

$$\text{③受益者負担} \div \text{建物面積} = \text{面積単価(円/m}^2\text{)}$$

$$\text{④面積単価} \div \text{年間利用可能時間} = \text{1 m}^2\text{あたりの時間単価(円/m}^2\cdot\text{h)}$$

$$\text{⑤1 m}^2\text{あたりの時間単価} \times \text{貸し部屋の面積} = \text{使用料}$$

※建物面積 = 延べ床面積

※年間利用可能時間 = 1日利用可能時間×年間利用可能日数

(2) コマ貸し施設の算定(野球場, テニスコートなど)

①「人に係る経費」+「物に係る経費」= 原価

②原価 × 受益者負担率 = 受益者負担

③受益者負担 ÷ 区画数 = 経費単価(1区画あたり)

④経費単価 ÷ 年間利用可能コマ数 = 使用料

※コマ貸し = 面積の大小を考慮せず, 一区画あたり時間単位(面/時間)で貸し出し  
できる施設。

(3) 面積・時間単位での設定が適当でない施設の算定(入館料方式施設, トレーニングルームなど)

①「人に係る経費」+「物に係る経費」= 原価

②原価 × 受益者負担率 = 受益者負担

③受益者負担 ÷ 年間最大利用者数 = 使用料

## 9. 特殊経費における使用料の算出基礎

施設の付帯設備に関する次の経費については施設使用料とは別に算出する。

(1) 季節費(冷・暖房)

①電気設備による場合

設備の使用電力×1時間=使用電力量

使用電力量×東京電力による単価=使用料/1時間当たり

②燃料設備による場合

年間使用量×当年度燃料単価=年間使用料

冷房:122日(6月~9月)-閉館日×開館時間=最大利用時間

年間使用料÷最大利用時間=使用料/1時間当たり

暖房:151日(11月~3月)-閉館日×開館時間=最大利用時間

年間使用料÷最大利用時間=使用料/1時間当たり

(2) 照明料

①照明器具1個あたりの使用電力×1時間=使用電力量/個

使用電力量/個×使用器具数×東京電力による単価=使用料/時

(3) オプション費(付帯設備・備品)

①備品の算定基礎に基づき算出し設定するものとする。

(4) 上記経費以外で特に費用を別途負担していただくことが必要な経費

①原価÷最大利用(時間・回数・人数等の利用形態に即した単位)=単価

## 10. 設定料金の調整

料金を設定するにあたっては、次の調整を行う。

### (1) 端数処理

算出額	設定料金
～ 125円	100円
126円 ～ 175円	150円
176円 ～ 225円	200円
226円 ～ 275円	250円
276円 ～ 325円	300円
326円 ～ 375円	350円
376円 ～ 425円	400円
426円 ～ 475円	450円
上記算出額の幅ごとに50円単位で料金を設定する。 表中以上の算出額についても同様とする。	

### (2) 稼働率及び近隣自治体との調整

各施設の利用状況を調査・確認し稼働率調整を行うとともに、算出額を近隣自治体との料金形態と比較し、料金の均衡を図ることとする。

また、付帯設備・備品、暖房設備、照明設備の料金においては稼働率調整をしないこととする。

### (3) 調理室の割増設定

調理室においては、他の施設と比較し光熱水の利用や設備投資が多く掛けられているため、設定金額の2割増とする。

## 11. 激変緩和措置

### (1) 激変緩和の基本的考え方

今回、多くの無料施設を有料化施設へとするための適正な使用料額の検討をしてきたものであるが、有料化が導入された場合、市民利用者側にとっては急激な変化と言わざるを得ない。また、従来から使用料を設けていた施設についても、見直しが大幅な増額とならないように経過措置を講じることとする。

### (2) 緩和の対象及び減額率等

- ① 無料施設の有料化については50%の減額とする。
- ② 現行使用料単価の1.5倍を超えない範囲とする。
- ③ 経過措置期間は条例施行日から1年間とする。

## 12. 減額・免除制度

### (1) 減額・免除制度の基本的な考え方

使用料は、施設を利用する者としなない者との負担の公平を図る観点から徴収されるものであり、利用者であれば一定の使用料を支払うのが原則であるが、高齢者・障がい者への配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動支援・促進を図り、施設の利用促進につなげるといった政策的な視点から、特例措置として減額・免除(以下「減免」という。)制度を設けることとする。したがって、これらの適用にあたっては、利用者層の固定化を招いたり本来的な負担の公平性を損なうことのないよう留意しつつ、受益者負担の原則を徹底するための合理的な運用を図る必要がある。

### (2) 減免制度の原則

原則として施設の設置目的に沿った利用であり、公益を目的として利用する場合に限り減免の対象とする。よって、趣味的な活動(スポーツ, カラオケ, 囲碁・将棋, 茶, 華道等)による利用は減免を適用しないこととする。

### (3) 減免制度適用の構成

#### ① 全施設共通の適用

#### ② 施設の設置目的に沿った個別適用

#### ③ 市長または教育長が特に必要と認める事由

#### (ア) 全施設共通の適用

#### ◎ 免除基準

○市(行政委員会, 市が設置する附属機関を含む)が主催するとき

○市(行政委員会, 市が設置する附属機関を含む)の事業を行うために施設を利用するとき

○国, 県その他公共団体が行政事業を実施するうえで不可欠な市民説明会等で施設を利用するとき

○市内の各種団体が市などの行政機関から要請を受けてまたは行政事業の一環としての協力目的で施設を利用するとき

○公共的団体のうち事務局運営を市が直接行っている団体が総会, 役員会等の各種会議で施設を利用するとき

○施設の管理団体(指定管理者)が施設の管理運営目的で使用するとき

○市内の保育所, 幼稚園, 小中学校, 養護学校, 高等学校等が行う教育活動で使用するとき

○市の認める公共的団体が青少年の育成を目的とした活動で施設を利用するとき

○市の認める公共的団体が施設(建物に限る)内の共用スペースを利用し, かつ, スペース用途を妨げないことを条件とし作品等の展示で利用するとき

○就学前の児童が利用するとき

○その他, 特別の事由があると認められるとき

#### ◎ 減額基準

○国, 県その他公共団体が主催するイベント, 講演会, 講習会, 懇談会, 研修会等で施設を

#### 利用するとき

- 市が認める公共的団体が総会、役員会等の各種会議で施設を利用するとき
- 「施設の設置目的に沿った個別適用」の拝観施設以外の施設で適用を受けた団体が、目的とする活動で他の施設を利用するとき
- 半数以上が市内に在住する障がい者で構成する団体が利用するとき
- 半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体が利用するとき
- 半数以上が市内に在住する高校生以下で構成する団体が利用するとき
- 市内に在住する障がい者個人が利用するとき(介助者1名は免除)
- 市内に在住する65歳以上の高齢者個人が利用するとき
- 市内に在住する小学生、中学生、高校生個人が利用するとき
- その他、特別の事由があると認められるとき

#### (イ)施設の設置目的に沿った個別適用

##### ◎きらくやま施設・保健福祉センター

- 市が認める社会福祉活動または社会奉仕活動を目的とした団体が、その目的とする活動で利用するとき(免除)
- 障がい者またはその介護者で組織する団体が、その目的とする活動で利用するとき(免除)
- 社会福祉協議会が活動目的に沿った大会・イベントを主催するとき(免除)

##### ◎体育施設

- 市の認めたスポーツ振興事業を担う団体が、その活動目的に沿った大会・イベントを主催するとき(免除)

##### ◎公民館・コミュニティーセンター・高齢者センター

- 市の認めた文化振興事業を担う団体が、その活動目的に沿った大会・イベントを主催するとき(免除)

##### ◎ふれあいセンター

- 市の認める子育て支援または児童福祉活動を目的とした団体が、その目的とする活動で利用するとき(免除)

##### ◎すこやか福祉館

- 市の認める老人福祉活動を目的とした団体が、その目的とする活動で利用するとき(免除)

##### ◎間宮林蔵記念館等の拝観施設

- 児童及び生徒が利用するとき(免除)
- 15人以上の団体が利用するとき(減額)

#### ※取扱い施設の範囲

- ・体育施設(スポーツ推進室が管理する施設のほか、きらくやまテニスコート、絹の台テニスコート)

#### (ウ)市長または教育長が特に必要と認める事由

- 公共性・公益性が強く市の活性化や利益に大きく繋がると判断できるとき

##### ◎免除例案

- 商工会主催の商工祭・みらいフェスタ

### ◎減額例案

○文化協会に加盟する団体(20%)

○体育協会に加盟する団体(20%)

#### (4) 減免制度の適用とならないもの

##### ① 免除適用外

○個人利用施設は団体要件を適用しない

##### ② 減額適用外

○空調設備の使用料

○照明設備の使用料

○付帯設備、備品の使用料

○学校開放による施設使用料

○個人利用施設は団体要件を適用しない

#### (5) 減額率の設定

できる限りわかりやすく、簡素な料金設定とすることが望ましいことから、原則免除(100%)、減額(50%)の2段階とする。

## 13. 割増制度

### (1) 割増制度の基本的な考え方

市の施設は、市民が利用するための施設であり、利用目的を定めて施設整備がされていることから、施設の設置意義を考慮し以下の利用対象を割増する。ただし、間宮林蔵記念館等の拝観施設及び空調設備・照明設備等の付帯設備等の使用料については割増制度の適用を除外するものとする。

### (2) 割増の対象及び割増率

① 市外利用者…………… 50%(1.5倍)

② 目的外利用……………100%(2.0倍)

③ 入場料を徴収する場合…200%(3.0倍)

④ 営利目的利用……………300%(4.0倍)

⑤ 運営時間外利用…………… 50%(1.5倍)

(3) 上記対象要件が重複した場合の算出は、それぞれの割増率を合算し使用料に乗じる。

## 14. その他共通事項

### (1) 公共的団体とは

農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団、青年団、婦人会等の公的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わない。(行政実例 昭和24.1.13)

(2) 減額基準の構成する団体とは、1団体5人以上とする。

(3) 市内の団体が主の申請として他市の団体との交流又は練習試合等を目的として施設を利用する場合は、減免制度及び増額制度を共に適用しないものとする。

(4) 端数処理について

減額計算の際, 5 円単位の端数が生じることとなるが, 端数の処理はしないものとする。

(5) 市の認めた公共的団体とは

市が認定事務を行い, 認定した団体をいう。

(6) 減免制度及び激変緩和による減額は重複適用をしない。

(7) 3年を経過した後に見直しを行う。

# 料金試算(例)

当基本方針(案)に基づき、料金を試算すると、次の例のように算出されます。

## 例1. 部屋貸し施設

伊奈公民館大ホール 242m<sup>2</sup> 年間利用率31% の場合

$$\begin{array}{rcccl} 6,600,000\text{円} & + & 3,870,000\text{円} & = & 10,470,000\text{円} \\ \text{人に係る経費} & & \text{物に係る経費} & & \text{原価} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} 10,470,000\text{円} & \times & 50\% & = & 5,235,000\text{円} \\ \text{原価} & & \text{受益者負担率} & & \text{受益者負担額} \\ & & \text{(性質分類 B領域)} & & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} 5,235,000\text{円} & \div & 824\text{m}^2 & = & 6,353.155\text{円} \\ \text{受益者負担額} & & \text{建物総床面積} & & \text{面積単価(円/m}^2\text{)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} 6,353.155\text{円} & \div & 3,696\text{時間} & = & 1.719\text{円} \\ \text{面積単価(円/m}^2\text{)} & & \text{年間利用可能時間} & & \text{1m}^2\text{あたりの時間単価(円/m}^2\cdot\text{h)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} 1.719\text{円} & \times & 242\text{m}^2 & = & 415.998\text{円} \div 416\text{円(利用率100\%)} \\ \text{単価(円/m}^2\cdot\text{h)} & & \text{大ホール面積} & & \downarrow \\ & & & & 832\text{円(利用率50\%調整)} \\ & & & & \downarrow \\ & & & & 850\text{円(端数調整)} \\ & & & & \downarrow \\ & & & & \text{近隣施設との料金比較} \\ & & & & \underline{850\text{円(近隣施設比較調整なし)}} \end{array}$$

以上の方法により

伊奈公民館大ホール(貸切)の使用料は1時間あたり 850円 と設定されます。

○利用率調整では、実状の利用率を算入すると料金単価が高く算出されてしまうため、今後の施設運用の目標値として利用率50%での調整を図ります。

○近隣施設比較調整では、近隣の同類施設との料金比較をし、均衡調整を図ります。

○経費及び利用率は、実状に準じた数値を算入しております。



## 例2. コマ(面)貸し施設

総合運動公園野球場 年間利用率27%の場合

$$\begin{array}{rcccl} 355,000\text{円} & + & 2,599,000\text{円} & = & 2,954,000\text{円} \\ \text{人に係る経費} & & \text{物に係る経費} & & \text{原価} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} 2,954,000\text{円} & \times & 100\% & = & 2,954,000\text{円} \\ \text{原価} & & \text{受益者負担率} & & \text{受益者負担額} \\ & & \text{(性質分類 D領域)} & & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} 2,954,000\text{円} & \div & 3,599\text{時間} & = & 820.784\text{円} \quad \doteq 821\text{円 (利用率100\%)} \\ \text{受益者負担額} & & \text{年間利用可能時間} & & \text{時間単価(円/h)} \quad \downarrow \\ & & & & 1,642\text{円 (利用率50\%調整)} \\ & & & & \downarrow \\ & & & & 1,650\text{円 (端数調整)} \\ & & & & \downarrow \\ & & & & \text{近隣施設との料金比較} \\ & & & & \underline{1,000\text{円 (近隣施設比較調整)}} \end{array}$$

以上の方法により

総合運動公園野球場(貸切)の使用料は1時間あたり 1,000円 と設定されます。

○利用率調整では、実状の利用率を算入すると料金単価が高く算出されてしまうため、今後の施設運用の目標値として利用率50%での調整を図ります。

○近隣施設比較調整では、近隣の同類施設との料金比較をし、均衡調整を図ります。

○経費及び利用率は、実状に準じた数値を算入しております。

### 例3. 個人利用施設

総合運動公園 トレーニング室 年間利用率4.8%の場合

$$\begin{array}{rcc} 121,000\text{円} & + & 1,200,100\text{円} & = & 1,321,100\text{円} \\ \text{人に係る経費} & & \text{物に係る経費} & & \text{原価} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcc} 1,321,100\text{円} & \times & 100\% & = & 1,321,100\text{円} \\ \text{原価} & & \text{受益者負担率} & & \\ & & \text{(性質分類 D領域)} & & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcc} 1,321,100\text{円} & + & 105,000\text{円} & = & 1,426,100\text{円} \\ & & \text{(トレーニング室に係る特殊経費)} & & \text{受益者負担額} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcc} 1,426,100\text{円} & \div & 37,750\text{人} & = & 37.78\text{円} & \div & 38\text{円 (利用率100\%)} \\ \text{受益者負担額} & & \text{年間最大利用者数} & & \text{単価(円/人)} & & \end{array}$$

↓  
76円(利用率50%調整)

↓

100円(端数調整)

↓

近隣施設との料金比較

100円(近隣施設比較調整なし)

以上の方法により

総合運動公園 トレーニング室の使用料は1人/回あたり 100円 と設定されます。

○利用率調整では、実状の利用率を算入すると料金単価が高く算出されてしまうため、今後の施設運用の目標値として利用率50%での調整を図ります。

○近隣施設比較調整では、近隣の同類施設との料金比較をし、均衡調整を図ります。

○経費及び利用率は、実状に準じた数値を算入しております。